

株式会社アミューズケア

ナースステーション アミューズ旭岡 運営規程

【事業の目的】

第1条 株式会社アミューズケアが設置運営を行うナースステーションアミューズ旭岡(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師及びその他の従業者(以下「従業者」という。)が高齢者及び難病患者、心身障がい者(児)等並びに要介護状態又は要支援状態にある方で、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要性を認めた方(以下「要介護者等」という)に対し、適正な訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第2条 事業所の従業者は、要介護状態又は要支援状態等の利用者様の心身の特性を踏まえて、全体的な心身機能の維持、回復を図るとともに、生活の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、関係市区町村、地域保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

【事業所の名称】

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ナースステーションアミューズ旭岡
- (2) 所在地 旭川市旭岡5丁目4-20

【職員の種類、員数及び職務内容】

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用者に対する看護やサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等の管理を一元的に行い、併せて、適切な指定訪問看護を提供できるよう、運営に関する事項を遵守させるため必要な指揮命令を行う

- (2) 看護職員 常勤換算2.5名以上

看護職員は、訪問看護計画書又は介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書及び訪問看護

報告書又は介護予防訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護にあたる。

【営業日及び営業時間】

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(祝祭日、年末年始12月31日及び1月1日から1月3日までを除く)
但し、要介護者等の状態、緊急の場合等においては、この限りではない。
- (2) 営業時間 9：00から18：00までとする。
但し、要介護者等の状態、緊急の場合は、24時間対応できる体制とする。

【訪問看護及び介護予防訪問看護の内容】

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障がいの観察
- (2) リハビリテーション
- (3) 清拭・先髪・入浴等による清潔の保持
- (4) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (5) ターミナルケア
- (6) 認知症患者の看護
- (7) 療養生活や介護方法の助言・指導
- (8) 褥瘡の予防・処置
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

【利用料金】

第7条 介護保険法により指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供する場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護及び介護予防訪問看護法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担の支払いを受けるものとする。

2 介護保険法による指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合において、第9条に定める通常の業務の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。

但し、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- | | |
|----------------------------------|------|
| (1) 第9条の通常の実施地域を越えた地点から往復 Km 未満 | 200円 |
| (2) 第9条の通常の実施地域を越えた地点から往復 7Km 以上 | 500円 |

3 老人保健法及び健康保険法等による訪問看護を提供した時は、基本利用料として老人保健法に規定する基本利用料及び健康保険法等に定める自己負担金の支払いを、また、その他の利用料として、次に掲げる料金を利用者から受け取るものとする。

(1) 超過料金（1時間まで）	1, 500円
(2) 時間外料金（2時間まで）	3, 200円
(3) 交通費	
公共交通機関利用	実費
第9条の通常の実施地域を越えた地点から往復7Km未満	200円
第9条の通常の実施地域を越えた地点から往復7Km以上	500円

(4) おむつ等の費用

- 4 前2項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

【領収書兼利用明細書の交付】

第8条 利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区別して記載した領収書兼利用明細書を利用者に交付する。

【通常の事業の実施地域】

第9条 通常の事業の実施地域は、旭川市全域、鷹栖町、比布町とする。

【緊急時における対処方法】

第10条 従業者は、訪問看護及び介護予防訪問看護実施中に利用者の病状に急変、そのほか緊急事態が発生したときには、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 従業者は前項について、しかるべき処置を行った場合、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

【虐待防止に関する事項】

第11条 事業所は利用者の人権擁護、虐待防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するため、従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 定期的な事例検討会の開催・議事録の作成、再発防止の周知徹底
- (4) その他虐待防止のために必要な措置。

- 2 事業所はサービス提供中に、従業者又は擁護者（利用者の家族など利用者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市に通報するものとする。

【身体拘束の適正化に関する事項】

第12条 事業所は身体拘束の適正化に対し委員会を設置し次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事案の緊急的な発生時には委員会により必要な措置を迅速に行うものとする。
- (2) 緊急時やむを得ない身体拘束を必要とする場合、利用者または家族等へ状況を説明し同意を得て実施するものとする。
- (3) 緊急時やむを得ない身体拘束を必要とする場合、必要の可否検討および経過について記録を行うものとする。
- (4) 事業所は従業者に対し身体拘束の適正化について研修等を行い知識を普及啓発するものとする。

【業務継続計画に関する事項】

第13条 事業所は災害時及び感染拡大時において可能な限り介護サービスの提供ができる体制を整えなければならない。

- (1) 事業所において業務継続計画を策定し、指針・物品の確保・提供体制の構築を行うものとする。
- (2) 事業所は年2回の策定会議等を開催し、机上訓練を含めた取り組みを行うものとする。
- (3) 事業所は従業者に対し、業務継続計画策定に関する研修・周知を行い、突発時の対処が可能となるよう努めるものとする。

【その他の運営事項についての留意事項】

第14条 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密及び個人情報を決して他に漏らさない。

- 2 従業者であったものに、業務上知り得た利用者、又は家族の秘密及び個人情報を保持させるために、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との契約に明記する。
- 3 この定めるもののほか、運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この規程は令和4年1月1日から施行する。

この規程は令和6年6月1日改定施行する。